

食安輸発0426第2号  
平成22年4月26日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

### 輸入鯨肉の取扱いについて

標記については、平成20年9月19日付け事務連絡にて連絡しているところですが、  
今後は、下記のとおり取り扱うこととするので対応方よろしくをお願いします。

なお、平成20年9月19日付け事務連絡は廃止します。

### 記

1. 輸入届出は個体毎とし、部位（筋肉、畝須、皮）別に欄部により届出するよう指導すること。
2. 全個体について、水銀及びPCBに係る検査を次の優先順位に従い、いずれかの部位について実施するよう指導すること。なお、輸入者よりあらかじめ検査該当部位の自主検査結果が提出された場合は、検査の指導は不要とすること。  
(優先順位)  
水銀： 筋肉、 畝須、 皮      PCB： 皮、 畝須、 筋肉
3. 全個体について、平成22年3月30日付け食安輸発0330第2号「平成22年度輸入食品等モニタリング計画の実施について」に従い、別紙に示す残留農薬項目のモニタリング検査を実施すること。